

②<<創業>>国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	仙台市	国家戦略特区「一般社団法人等信用保証制度の適用」におけるセーフティネット保証の新設	特区「一般社団法人等信用保証制度」において、新型コロナウイルス対応を踏まえて、今後の災害時の緊急的な資金需要に対応するため、一般社団法人等に対し、新たにセーフティネット保証を設け、適用すること。	特区「一般社団法人等信用保証制度」は、一般保証枠のみであること（一般社団法人等は、中小企業信用保険法第2条において、中小企業者に定義されていないため、同法のセーフティネット保証の対象外であること）。	国家戦略特別区域一般社団法人等保証制度要綱（中小企業信用保険法第2条）	一般社団法人等信用保証制度における、災害時の課題に対応するため、要綱等の改定により、一般社団法人等にも適用することのできるセーフティネット保証を新設する。なお、災害時の資金需要への対応であり、金融機関のリスクを低減するためにも、責任共有制度の対象外とする。	経済産業省	仙台市で実施されている「一般社団法人等信用保証制度」は、平成29年度に中小企業信用保険法の対象外となっている一般社団法人について、仙台市、信用保証協会、金融機関、国による応分の負担の下、特例的に保証対象としている。こうした考え方に基づくと、金融機関の負担をゼロとする新たなセーフティネット保証の設置は関係機関の応分の負担にそぐわないと考える。
2	広島県	水道用水供給事業給水先特区（水道事業者以外への用供給水）	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道法により水道用水供給事業（以下「用供」という。）の給水先は市町村水道事業者（以下「上水」という。）に限られているため、企業への直接給水は不可能である。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水道事業（以下「工水」という。）の送水管から距離がある地域又は工水の水源に余剰がない地域の場合、上水が企業に給水することになるが、工水と比べて料金が高額となるため、企業の料金負担が大きくなる。</li> <li>用供の水源や施設を工水に転用する場合、水利権の変更や財産処分、事業計画の変更等の手続きに相当の時間を要する。</li> <li>今後の水需要の減少により、用供の水源や施設の余剰が見込まれるが、工水に転用できず有効活用できない。</li> </ul> <p>【提案】</p> <p>次のいずれにも該当する場合、用供事業者の判断により、水道法で制限されている「用供の水道事業者以外への給水」を実施できるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給水先の市町村が同意していること。</li> <li>企業の新規立地に伴う受水要望又は企業の設備投資に伴う増量要望に対応するものであること。</li> </ol>	・用供の給水先が水道事業者に限られている。	水道法（昭和32年6月15日 法律第177号）第3条第4項 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。	次のいずれにも該当する場合、用供事業者の判断により、水道法で制限されている「用供の水道事業者以外への給水」を実施できるものとする。 ①給水先の市町村が同意していること。 ②企業の新規立地に伴う受水要望又は企業の設備投資に伴う増量要望に対応するものであること。	厚生労働省	<p>【現行制度で対応可能】</p> <p>○水道法では、人の飲用に適する水（以下「浄水」という。）を事業用途を含む一般の需要に応じて給水する事業を水道法第3条第2項で「水道事業」として定めており、水道事業者には、その料金を能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものとする（法第14条第2項）や給水区域内における需用者からの契約申し込みを正当な理由なく拒まないこと（給水義務）（法第15条第1項）等の義務が課せられている。他方、一般の需要ではなく水道事業者によるその用水を供給する事業を法第3条第4項で「水道用水供給事業」として定めており、その供給対象に限られること等から、上記の法第14条や法第15条第1項の義務は課せられておらず、「水道事業」とは明確に区分されている。</p> <p>○本件は、事業者からの需要に応じて浄水を給水する事業であることから、水道法では「水道事業」に該当することとなる。については、水道法上での解決を目指すのであれば、提案者が給水している既往の水道事業者の活用が一義的には考えられる。また、水道法では、一つの事業者が、水道用水供給事業と水道事業を同時に実施することを妨げておらず、本件は提案者が自ら水道事業の認可を取得することで実施することもできる。</p> <p>○加えて、既存水道施設の一部をその他の水道と共同管理することについても、水道法上、特段の制約等は存在しない。（当該共同管理を行っても、既存事業に必要な供給能力が十分に確保される場合に限る。）</p> <p>○以上のことから、水道法に基づく事業の根拠である水道事業及び水道用水供給事業の定義を改める法令改正等を行うべき特段の理由は認められず、現行の制度で対応可能である。なお、水道法では、水道用水供給事業を営業者が水道法に拠らない水の供給を実施することを妨げておらず、その場合は、当然水道法の適用対象外となる。</p> <p>○そのほか、工業用水道事業に係る規制等については、それぞれの所管省庁に問い合わせ願いたい。</p>